

平成31年3月甲良町議会定例会会議録

平成31年3月7日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総務課長	中 川 雅 博	教 育 次 長	西 村 克 英
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	上 橋 純 子
税 務 課 長	福 原 猛	社会教育課長	大 野 けい子
企画監理課長	村 岸 勉	建設水道課長	中 村 康 之
住 民 課 長	小 林 千 春	人 権 課 長	中 川 愛 博
保健福祉課長	米 田 志保子	総務課参事	橋 本 浩 美
産 業 課 長	北 坂 仁	選挙管理委員会委員長	村 岸 啓 司

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	陌 間 忍	書 記	藤 井 千 恵
---------	-------	-----	---------

(午前 8 時 5 8 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 1 2 人です。

議員定足数に達していますので、3 月定例会 2 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3 番 山田充議員、4 番 山田裕康議員を指名します。

○丸山議長 日程第 2 きのように引き続き一般質問を行います。

それでは、1 番 岡田議員の一般質問を許します。

1 番 岡田議員。

○岡田議員 1 番 岡田隆行です。議長のお許しが出たので、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

本町において、地域おこし協力隊の制度を活用してから 5 人の隊員がこの甲良町に来ていただいて、幾つかの字に隊員が入り、生活しながら地域おこしをしてきました。地域住民や議員の方々から、地域おこし協力隊へのさまざまな評価を聞きますが、私自身もまだまだこの制度についての思いや理解が不足しているため、実際のところどうなのという疑問も残り、今回理解を深めるため一般質問させていただきます。

まず初めに、地域おこし協力隊の制度について伺いたします。この制度はどのようなものですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 地域おこし協力隊の制度についてご説明申し上げます。

この制度につきましては、総務省が実施している制度でございまして、制度の概要といたしましては、都市部から地方の過疎地域などに住民票を移していただき、そこを生活の拠点とした方が、町が地域おこし協力隊として委嘱をした上で、一定期間、1 年から 3 年の間になりますけれども、地域に居住していただきまして、地域ブランドや特産品の開発、また販売 P R など、地域おこしの支援をしていただくことや、農林水産業への従事、住民生活支援などの地域協力を求めながら、その地域への、今後期間が終わったら定住をしていただく制度でございます。

また、隊員の活動費につきましては、年間上限 4 0 0 万円で、事業を起こす経費として支給をさせていただくというような形の制度となっております。

以上です。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、本町における今までの地域おこし協力隊の活動状況と実績

についてお聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 先ほど議員がおっしゃったとおり、平成26年度から地域協力隊の方につきましては5名の方が甲良町の方に来ていただきました。そのうち、実際に定住をしていただいた方につきましては1名でございます。ほかの方につきましては、それぞれ都心部から来ていただきましたけれども、なかなか定住まで至らなかったというようなことが実情でございます。

個別に紹介させていただきますと、平成26年度は2名の方が、大阪と東京から来られまして、1名の方は定住につながりまして、この金屋地域の方で中心的に今現在も活動していただいているところでございます。27年度におきましては、男性が移住なされまして、こちらの方につきましても、農業とジビエ加工を中心に活動なされましたけれども、なかなか定住に至らず、その後、任期満了後、転出をなされております。28年度の途中からにつきましては、女性の方が子育ての活動を中心に移住交流の活動ということで活動していただいているところでございますけれども、現在のところ、この任期終了後につきましては、家庭の事情により転出を予定なされているという状態でございます。また、29年度につきましては、男性が移住をなされました。この方につきましては、小さな拠点であります藤堂高虎ふるさと館の運営で携わっていただきましたけれども、本人との希望とのすれ違いが生じたため、残念ながら1年のみで活動を終了し、転出なされたというのが現在の状況でございます。

以上です。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 私もちよっと総務省のホームページを見てたんですけれども、この地域協力隊というのが、隊員の約4割が女性で、隊員の約7割が20歳代と30歳代で、任期終了後約6割が同じ地域に定住しているそうです。今回のこの結果を見ますと、6割がちょっと定住に満たないので、残念な結果かなと思うんですけれども、今先ほどの活動状況をお聞きしまして、さまざまな課題があると思いますが、どのように認識されておられますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 地域協力隊に応募されるという方につきましては、こういったことをしたい、またはそういった希望を持たれていることが非常に多い方が実際に多い状況でございます。

ただ、人によりまして、やりたいことが固まっている、またはそういった状況がばらばらな状況で、漠然とこれがしたいというようなお話を持っておられる方もいらっしゃいます。そこにあたりまして、町といたしましては、

町が受け入れる体制といたしまして、こういったことを前提として、漠然とした提示じゃなくて、ある程度細かいことを業務的に示しながら取り組んでいくということが課題の中に1つあります。

そういった中で、必ずこういったことをしてくださいというようなお話を抽象的にさせていただくということが実際ありまして、あまり具体的にしますと、活動隊本人の活動に制限をかけるということもございますので、そういったことの兼ね合いで、共通認識をやはりお互いにさせていただくことが必要であったと思っております。

現在、企画監理課の方におきましても、そういった協力隊との関わりにつきまして、密に連携を取っていくというような形が今まであまり回数等につきましては、お話し合い等を持たせていただいているところでございますけれども、なかなか上手に進んでいないというのが現状でございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 地域おこし協力隊員は、孤独と不安に面してると言われているが、見知らぬ土地に生活の拠点を移し、新たな環境で業務を遂行することが多いことから、自治体や地域が相談しやすい、先ほど言われました体制を設けることが非常に重要であると考えます。総務省においても、地域おこし協力隊サポートデスクを開設し、隊員のOB、OGをはじめとする相談員が、電話やメール、対面による効果的なアドバイスを実施されているそうですが、活用はできているのでしょうか。

受け入れる自治体が地域の方向性と隊員の活動の関係についての考えが、先ほども言われたように曖昧なままですね、あるいは、地域との相談が十分でないまま募集していないか、隊員が何かしてくれるだろう、隊員に任せておけばいいという主体性や目的意識に欠けているのではないか、期間限定の働き手ではなく、地域づくりの担い手としての期待を共有しているのか、ちょっと疑問に残ります。

地域おこし協力隊の活動を成り立たせるのは、隊員と受け入れる自治体、受け入れ地域の三者であり、それぞれの役割を果たしながら、力を合わせることで成果を出す上で不可欠だと思います。

自治体が隊員を地域につないで、三者で思いを共有することで隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動につなげていくことが非常に重要であり、課題であると見識者の方が言われておりましたが、まさにそれが課題だと思います。

これらの課題をふまえて、今後、募集などは検討しているのかお聞きしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今後の募集についてでございますけれども、現在、平成

31年度計画をしております。その計画をしている内容といたしましては、在士にございます藤堂高虎顕彰会さんが小さな拠点として運用をなされております。30年度、そういった運営組織について人材募集をいろいろなされましたけれども、なかなか人材確保に非常に難しいという状態でございまして、拠点事業とお話し合いをさせていただいたところ、その法人さんの方から将来的に藤堂高虎顕彰会さんのふるさと館の方を盛り上げていくのに、将来的な経営まで担えるような方について事業に関わってほしいという要望がございました。そういった要望を考慮しながら、今回につきましては、本人の希望と細部まですり合わせながら募集の方に活動を取りかかっていきたいと思っております。

以上でございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 本町における地域おこし協力隊の現状を考えますと、私個人的な意見としては、いったん最後の隊員の任期が終わった後、今までの総括をして、きちんとやっぱり受け入れられるか、体制を整える環境づくりを検討すべきかなと思います。各自治体の成功事例の取り組みを参考にしながら、今後どうしていくか話し合いの場を持つのが大切だと感じています。そして、総務省から出されている地域おこし協力隊の受け入れに関する手引き、第2版や、地域おこし協力隊の各自治体の成功事例や現状をまずは調べて状況確認し、一般社団法人移住・交流推進機構、いわゆるJOINの活用や、地域おこし協力隊受入態勢・サポート態勢モデル事業での調査報告の参考、そして地域おこし協力隊だけではなく、地域おこし企業人の交流プログラムの活用や活躍事例などを参考にしたり、地域人材ネットの活用など、いろんな角度から地域おこしの創意工夫を検討すべき時期に私は来てるんじゃないかなと思います。

これらの提案内容をぜひ参考にさせていただいて、今後の事業に役立ててもらえたらと思いますが、企画監理課としては、今先ほど言われたように、おっしゃっていたので、聞こうと思ったんですけど、いったんこれで終わらせてもらいます。

次に、地域おこし協力隊のサポートについてお聞きしたいと思います。

先ほど質問しました課題を克服すべく何らかの措置を講じる必要があると思いますが、今までどのようなサポートをしてきたかをお聞きしたいのと、これからのサポートの検討案を提示していただきたいと思います。

○丸山議長 企画監理課課長。

○村岸企画監理課長 やはり協力隊、先ほど議員のおっしゃられたとおり、孤独感というものが非常に大きく持っておられるというのが実情でございます。

そういったときに、やはり相談体制というものが非常に重要になっております。そこで、行政の方としまして、取り組んでいただく事業におきまして、担当課の方がございますけれども、担当課だけでなく、協力隊の主管課であります企画監理課、その３者が連携、また地域と連携をとるのにそういった調整機能を企画監理課で持ちながら、そういった相談体制の充実を進めて、地域の方の支援の方により入りやすい体制を構築したいと思っております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 地域おこし協力隊のサポートについては、先ほど言われたように、関係部署がきちんと隊員の現状把握と、心のケアを適切に行い、地域にうまく溶け込めるようにフォローしてあげないといけないと思います。そのためにも、例えばですけども、移住・定住・交流の推進窓口の設置でワンストップ化を図ったり、あと、安心して相談できる窓口を持つことが大切かなと思います。例えばですけど、いわゆる地域コンシェルジュを配置するのが望ましいのではないかなと。そこにも相談体制を設けておけば、行政と地域コンシェルジュと活用しながら、より一層地域おこし協力隊の活動の幅が私は広がるんじゃないかなと思います。

先ほど一般質問の課題で上げた内容も、そのままサポートに活用できると思います。今回の地域おこし協力隊のことを一般質問に取り上げたのは、行政や地域住民、私も含めて、改めて地域おこし協力隊の制度を理解して、双方がきちんと話し合える場を持ち、どのように地域を活性化させ、地域おこし協力隊の定住を図れるかを、一度立ちどまって本質を見極められるといいなと思い、一般質問させていただきました。地域おこし協力隊のブログやサイトなどを見ると、失敗事例が沢山書いてあり、なるほどと思うことがあったので紹介したいと思います。

まず初めに、行政による面接、採用が問題で、地元の人が関知してないことがそもそもの間違いだと書いてありました。やはり地元団体を巻き込んで居場所をつくるのが大切で、これらを地元団体に面通しせず、いきなり地域おこし協力隊が入ると、その方はよそ者がいきなりやってきた、そんな話は聞いてない、というような問題になりがちだったそうです。むしろ事前に話を通しておくことで、任期中の協力や任期終了後のポジションといったところにつながると思います。協力隊への過剰な期待、協力隊を役場の臨時事務補助員として扱いをして、協力隊の本来の職場は地域の現場のはずだと、その方は提言しておられます。もし、臨時雇用なら、地元採用ではいいのではないかなという疑問に感じているそうです。そして、移住者の人生を預かる責任と配慮を考えていかないといけませんと。地域おこし協力隊の協力とは、私もちょっと勘違いしていたんですけれども、都市部から来た人間がそ

の経験を活かして、地域に協力することだと思っていたのですが、どうやら逆で、若者の地方で生活したい、地域社会に貢献したい、自然と共存したいなどというニーズに地域が協力して、過疎地に住んでもらう制度であるようです。この話を知って、多くの人が勘違いしているだろうと思いました。私もそのうちの1人ですけれども。そして、受け入れる側も地域に来る協力隊員も課題で上げたことを念頭に置いて、きちんと話し合える環境を持つことで、今後地域協力隊員との連携や定住に向けた取り組みが成功していくのではないだろうかと考え、この一般質問を終えたいと思います。

2 番目に、「障害福祉」65歳切り替え問題についてお聞きしたいと思います。

障害福祉サービスを受けている人が65歳になると、介護保険のサービスへの切り替えを自治体から求められます。しかし、障害福祉と高齢者介護では異なる部分も多く、現在を受けているのと同じサービスが受けられなくなったり、自己負担が増したりする、スムーズに移行できる人がいる一方で、障害福祉と介護の違いに戸惑う人もいます。

そこで、「障害福祉」65歳の切り替え問題とは何かお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今議員がおっしゃられた障害サービスを受けておられる方が65歳になられると介護保険サービスの方が優先になるというのが、65歳問題でございます。

甲良町では、障害福祉サービスの更新を年に1回約60名の方が受けておられますので、その方たちに年に1回計画相談員を中心に検討して、65歳になられる方については、十分な検討をさせていただいております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 この問題の背景にあるのが、障害者総合支援法で、第7条は障害福祉サービスと同じ内容のサービスを介護保険でも受けられる場合は、介護保険が優先されると規定するそうです。ただ、厚生労働省は、状況に応じて各自治体が判断するように求めています。65歳になっても、障害福祉サービスが使える、障害者自身が誤解しているケースもあるそうです。優先の原則はあっても、障害福祉と介護保険の各サービスが同じかは、障害者の状況によって異なり、自動的に判断するのは難しいそうです。厚労省は、2007年、一律に介護のサービスを優先するのではなく、障害者の利用意向を聞き取り、必要な支援を介護サービスで受けられるか、適切に判断するよう自治体に通知しているそうです。

今先ほど、質問させていただいたときに、この辺のことは1年ごとにきちんと計画されていると聞いて、とても安心しました。

そして、15年にも再度連絡はしているそうですが、ただ、やはり、今のところ、甲良町はできているようにお聞きしましたが、対応は各自治体で非常に異なるそうです。

次に障害福祉サービスと介護保険サービスの違いについてお聞かせください。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 今、議員がおっしゃってありましたサービスの項目というものが、例えばホームヘルプサービスは障害福祉にも介護保険にもございますが、障害福祉にしかない例えば就労継続B型作業所、一般的な作業所と言われているものは、障害福祉サービスにしかございません。逆に、例えば介護サービスの方での訪問リハビリとかいうサービスは、障害の方にはございません。そのように、同じようなものもありますが、それぞれしかないものもあるということで、町の方では、現在障害福祉サービスと介護保険サービスの併用をされている方は10名ございます。計画相談員さんを中心に、ケース会議を持ちまして、どのようにやっていくかというのは、ケース・バイ・ケースで検討させていただいております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 私もちっと調べたんですけれども、障害福祉サービスは障害者総合支援法に基づいて、障害者や難病患者を対象に行われる支援の総称で、支援の種類は、先ほど言われた多分日常生活の介護支援を行う介護給付と、自立生活や就労をめざす人を応援する訓練給付の2つに大別されるそうです。介護保険サービスとは、介護保険の被保険者が利用できるサービスで、先ほど言われました訪問介護や訪問看護、通所介護、いわゆるデイサービスやショートステイなど在宅を基本とする居宅介護サービスと介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームなどに入所する施設サービスに大別され、要支援認定と要介護認定の区分によって受けられるサービスというのが違うそうです。

そこで幾つかの違いですが、1つはサービスの支給量、サービス内容の違いがあり、2つ目はケアマネジャーとホームヘルパーの資格の違い、3つ目は、利用者負担の違いがあります。ほとんどの障害福祉サービスは、利用者負担がないが、介護保険では原則1割となっております。4つ目には、自立支援の考え方の違いで、ヘルパーと一緒に家事をしたいという知的障害者がいるが、障害福祉サービスにはヘルパーが代行する制度しかないそうです。5つ目には、インフォーマルサービスの違いで、ケアマネジャーは介護保険のサービスのみのケアプランが非常に多いことが課題であり、サービスの地域格差が生じているのが現状だそうです。

最後に、対応が各自治体任せになっているが、本町としてはどのように取り組んでおられるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 介護保険サービスの優先原則は原則といたしまして、安易に障害サービスを打ち切るということはなく、利用者の状況に合わせて介護保険サービスではサービスが不足する場合には、障害福祉サービスの併用を認めるということで、それぞれのケースに合わせた対応をしているというのが現状でございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 今回の一般質問を通じて、「障害福祉」65歳切り替え問題は、行政にとっても慎重な対応が求められていると思います。サービスの打ち切りをめぐる訴訟もあったり、財源に関する問題も弁護士が指摘しております。

厚労省は18年度から低所得など、条件を満たす人へ介護保険の移行で生じる自己負担分を払い戻す軽減策をこのたび実施しているそうです。障害者が65歳を迎える前に備えるポイントとして、65歳になっても障害福祉サービスは使えることと、事前に障害福祉サービスが必要なことを各市町村に相談する、やはり1人で悩まず、障害者団体や相談支援事業者などに問い合わせることがポイントだそうです。

本町においても、障害福祉サービスを受けられている方が65歳になられる前にこうした現状をふまえて、今非常に弱者の方に寄り添った行政サービスを行っているので、トラブルになるようなことはないと思いますが、細心の注意を払っていただいて、対応していただけるように再度お願いして、この質問を終えたいと思います。

次に、事故や災害から子どもを守るSPS認証制度についてお聞きしたいと思います。

最初に、このSPS、いわゆるセーフティープロモーションスクールとは、どのような制度ですか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 セーフティープロモーションスクールといいますのは、その理念となります7つの指標に基づいた条件に合っていると認定された学校について、セーフティープロモーションスクールとして認証していこうとする、そう言う取り組みでございます。認証するのは、大阪教育大学にあります学校危機メンタルサポートセンターの中にある日本セーフティープロモーションスクール協議会というところでございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、本町としての取り組みと実績がもしあれば教えてください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 はい。そのセーフティープロモーションスクールという7つの指標と申し上げましたけれども、それは安全に関わる7つの指標でございます。その指標の中身は、1組織、2方略、3計画、4実践、5評価、6改善、7共有となっております。保育センターや各学校におきましては、ただいま管理職や防災教育コーディネーターを中心にしまして、安全教育の年間計画を立てております。そして、それに基づきまして授業や避難訓練を行っているところです。避難訓練には警察や消防署の方などにご協力をいただきまして、不審者対応、地震、火事などの際の行動訓練等、具体的な、より実際に近い訓練になるように工夫して行っているところでございます。

今年度ある学校では、親への引き渡し訓練を行いましたところ、沢山の保護者さんにご協力をいただきまして、本当に実際に近い訓練ができたということ聞いております。年度末にはこれらの一切を評価しまして、振り返ってまた次年度につなげているところでございます。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 最後に、SSPの認定に取り組んでみてはどうかと思いますが、今後の課題と検討についてお聞かせください。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 はい。このセーフティープロモーションスクールとして認証されるためには、教職員、児童、生徒、保護者、そして地域の機関とか住民が学校安全の重要性を共有すること、そして共同して組織的、継続的に進めていくこととなっています。こういった条件が整ったときにそのセーフティープロモーションスクールとして認証されるということです。この内容としましては、とても大事なことだと思います。今のところ、これに乗っかっていくという計画はないんですけれども、中身は非常に、理念としては大事なことです。今やっていることを少しこれに照らし合わせながら、整理をしていきながら、より充実した取り組みにしていきたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 SSPの認証に当たっては安全が確保された、完成された安全な学校であることが基準とされるのではなくて、先ほど言われたように、やはり教職員、児童、保護者、さらには子供の安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感して、そして組織的かつ継続可能な学校安全の取り組みが着実に共同して実践され、展開される条件が整備されている学校であることが評価されるということがとても重要となるので、ぜひ取り組んでみてはどうかと思ったのと、あと、平成13年6月8日、池田小学校において

23名の児童および教員が殺傷され、児童、保護者、教員が精神的に大きな傷を受け、長期にわたりケアが必要とされる事件がありましたが、このような学校危機の発生に対して、専門的に対応できる組織的、包括的な活動を支援とする先ほど言われました研究とか教育機関に対する社会的要請が高まっていることを受けて、全国共同利用施設として学校危機メンタルサポートセンターの活用もされてみてはどうかと思います。

それから、一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズでは、防災教育のための逃げ地図づくりなど、子ども安全まちづくりを展開するためのテキストや資料の提供、そしてワークショップ支援の活動をされています。これらについては、他の小学校で取り入れている事例もありまして、非常に好評だということで、ぜひ一度試されてはどうかと思います。

未来を担う大切な子どもたちを守りたいという気持ちは誰にでもあると思います。これからの時代は、子どもたちを守っていくためには、家庭はもちろん、地域や学校、PTA、警察等周囲の大人たちが手を携えて取り組んでいかなくてはならないと思います。

子ども安全ホームページでは、沢山の役立つ情報が掲載されています。SPS制度をめざすのは難しくても、いろんな角度から学校の安全に取り組むのは非常に大切だと感じているので、ぜひこの情報を役立てていただき、地域の宝である子どもたちの安全に地域や学校が連携して取り組めたらと思い、この質問を終えたいと思います。

それでは、最後の一般質問に移りたいと思います。

私がいつも情報提供している、一般質問の方の文面がちょっと間違っておりますが、一般財団法人地域活性化センターの助成金事業の活用についてです。

まず最初に、公共スポーツ施設等の有効利用活用を図ってみてはどうかということで、東京オリンピックや滋賀の国体など、最近スポーツの話題が事欠きませんが、本町においてもスポーツが熱心に行われている現状をふまえて、公共スポーツ施設等活性化助成金事業を活用して、例えば公共施設にこの予約管理システムの導入や自動券売機の購入事業などを検討してみてはどうかと思います。システムの方については、最高300万円以下の助成金が活用できますし、また、ソフト事業においては、例えばスポーツ教室、トップアスリート講習およびニュースポーツ大会、野球教室などで最大100万円の助成金があります。この公共スポーツ施設等活性化助成金の活用を検討はありますか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 はい。地域活性化センターの助成金事業につきましては、

ただいま甲良町ではスポーツの事業や各種大会の開催は、甲良町の体育協会の方を主体に実施をしております。ですので、現状の体制や施設の管理面をふまえて、この助成金の活用について今後検討の方をしていきたいと考えております。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 次に、移住・定住・交流推進支援事業についての取り組みと各種補助金や助成金の活用は検討されているでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 はい。移住・定住・交流推進事業につきましては、地域住民向けの研修を行い、推進のコーディネーターの育成を行うなど、そういったことにかかる費用につきまして、補助をいただくものでございます。現在、活性化センターの助成金につきましては、本町ではいただいておりますけれども、現在そういった事業につきまして、共同の事業に本町では参加をさせていただいているという状態でございます。今後、総合戦略の中で相談窓口の一括化、そういったものが事業で継続をしておりますので、そういった事業についての活用についても検討はさせていただきたいと思えます。

現在は、来年度の31年度につきましては、この移住・交流の補助金は現在申請はしていませんけれども、活性化センターのイベントブース等を借り上げまして、そこにおきまして移住・定住の推進とふるさと納税のPRを実施したいという形で申し込みをさせていただいている状態でございます。

以上です。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員 移住・定住・交流推進支援事業の助成金では、例えば兵庫県西脇市では、空き家の活用モデルで200万円を上限に助成金活用ができていますし、地方創生に向けてがんばる地域応援事業では、滋賀県高島市では集落機能の維持強化に向けたワークショップ事業として、150万円の採択がされています。そして、今まで何度も提案した成果が実を結んだと実感しましたが、平成30年度の地方創生アドバイザー事業として、これは私はネットで見たんでね、先ほど活用してないと言われたんですけど、本町が地域コミュニティの活性化で20万円を限度であります。採択されてるのが見たんですけど、それは間違いではないですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 30年度の活用ということで。すいません。申しわけございません。

○丸山議長 岡田議員。

○岡田議員　そういうことでね、採択されたというのはうれしい限りです。私自身も甲良町正楽寺において、バサラ道誉まつり30周年記念狂言公演で、平成30年度地域イベント助成金の活用ของアドバイスと陳情に行ったところ、100万円を上限に採択されたので、地域にちょっと貢献できてよかったなと思います。

また、企画監理課長に先ほどお話しされてましたが、一般財団法人地域活性化センターの日本橋イベントスペースの活用で、甲良町の特産品の紹介によるふるさと納税の増収策を提案したところ、さらに近隣4町にも呼びかけて、合同での開催に向けて尽力していただいているという返事をお聞きして、他の職員の方も含めて、大変な状況ではありますが、少しずつ前に進めていってるんじゃないかなと感じられるようになりました。

私もまだまだ議員としては成長途上でありますし、至らぬ点も非常に多々あると思いますが、少しでも地域に貢献して、子どもたちを温かく見守っていただけるように、これからも提案やボランティア活動を通じて、残りの議員の任期を全うできればと思い、今回の一般質問を終えさせていただきます。

○丸山議長　岡田議員の一般質問が終わりました。

次に、11番　西澤議員の一般質問を許します。

11番　西澤議員。

○西澤議員　それでは一般質問に入らせていただきます。

さきの野瀬町長の突然の辞職、再選挙、対抗馬なく無投票、これらの事態により甲良町政、行政、および議員、議会の存在、役割そのものが大きくダメージを受けています。その反面、議会に対する関心もその角度から高まっています。その一端を担う私として、大失態を招いた原因とその反省点、教訓を明らかにしなければならないと考えています。中日新聞が書いたように、戦略的な狙いがあったとは思いますが、信頼できる町長にかわってほしい、不祥事続きの町長は潔くやめてほしいなどの世論が広がる中で、町民の期待に応えられなかったこと、申しわけない思いでいっぱいであります。

同時に、町長自身の政治姿勢や不祥事を不問にせよというわけにはいきません。31年度予算案が発表されましたが、心配したとおり、町民の暮らし、現状の課題に向き合った内容が乏しいと言わざるを得ません。新聞記事で答えているとおり、丁寧に説明していくよう求めています。

町民からお叱りのお便りをいただいている中で共通している思いは、政策議論を丁々発止せよと願っておられます。私はその批判を受けとめ、住みよい町とするため、暮らし、子育て、農業応援第一の町政をめざして、建設的な提案型質問と町民の願いを阻んでいる不正や歪みという捉え方で解決、改善を求める論戦に心がけたいと思っています。

まず、1番目は、町が公的に関与するデイサービスについてであります。

町が公的に関与するデイサービス事業の継続は待ったなしであります。さまざま言われていますが、その要求は大変強いものがあります。その後の取り組みについてお尋ねします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会では、平成30年12月29日の理事会、平成31年1月7日の評議委員会におきまして、指定管理を受け続けることは困難であるとの最終結論が出され、平成31年3月31日をもって事業終了することになりました。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 社協がこうだからということを聞いてないんですよね。町はどういう努力をしたのかという点です。

それで、後でも聞きますが、問題の解決しないままでの社協による運営ではなく、事業継続あるいは復活の道筋をつける決断の時期だと思います。職員さんに聞きますと、内部の設備はそのままいつでも復活できる状態だということに思いますし、それから甲良町が培ってきたノウハウ、ヘルパーさんなどの力ですね、これは十分に潜在をしています。そこで行政の決断が要るときであります、これはどのような状況になっていますか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会の結論を経て、町の方では今後の事業のあり方を検討し、民間事業の充実もあり、公的機関としての役割は一定果たしたものであるとして平成30年度末をもって保健福祉センターの2階のデイサービスの使命を終えさせていただきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、昨日からの論議や4日の全協の説明でも言われてましたが、民間業者が発展をしているというわけですけども、それはそれで民間業者の依存のようではありますが、積極的に公的な役割、公的主導を発揮して、今まであの施設は多大な税金を投入して19年間維持をしてきた設備、施設があります。これを進んで活かすことをぜひ考えてほしいと思うんですが、そこは町としてのスタンスをそういう立場で臨んで論議をする、そして民間にも、また他のところに働きかけていく立場が必要だと思いますが、そこはどうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 先日からほかの議員の方からのお話もあり、再検討をしていきたいと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員　それで、事業を継続する上で、つまり、社協がやめた。そしたらいったん終了するとなっちゃいました。それから、公募もされていなかった状況であります。それが明らかになりました。そうしますと、事業を継続する上で、町の側として困難と考えてる要因があるというように思うんですね。つまり、継続に踏み切れる状態でなかったというのはこの1年間の経過です。社協が撤退を表明されてから、今年の3月末になりますと1年半になります。という点でも、何が困難な原因だったのかという点ではどのように考えておられますか。

○丸山議長　保健福祉課長。

○米田保健福祉課長　町の通所介護サービスの量を検討いたしました。その結果、現在不足しているとは考えにくい現状でありましたので、ここでいったん公的な指定管理事業でデイサービス事業を実施していくというのは、いったん考えようということになりました。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　この点は、今質問した内容は、町長の政治的決断とも関連しますので、町長の見解をお願いします。

○丸山議長　町長。

○野瀬町長　経過、それから、町のいったんの結論については、保健福祉課長が申し上げたとおりであります。町民の意向、それから議員さんの提言を受けまして、公的機関のありよう、あるいはサービスのありようについてを再度検討し直すということで、もう一度公的のあり方についてを検討したいというふうに思います。

○丸山議長　西澤議員。

○西澤議員　私たち議会も私自身も町民の声を受けながら今後議論を進めて、再開を求めているというふうに思っています。

2つ目に移ります。

同和対策事業の公正な後始末の問題です。ずっと私もこれを取り上げてまいりました。終わりよければすべてよしと、同和対策特別事業をやってよかったと言われる状況をどういうふうにしてつくるのかというのは、甲良町に突きつけられた大事な課題であります。そこで幾つもある個別課題のうち、今回は次の問題を取り上げてまいります。

通称テント村と言われる問題の解決のために周辺住民の願いと住民合意を基礎に進めていく必要があると思います。そこで、町民の関係者の方々から請願書が提出されています。1月22日付です。懇談会もありました。そこで、1つは30年以上も放置していた町の説明責任を誠意を持って明示をすること。2つ目に、位置づけが大切であります。第二であり番外のデイサー

ビス事業やという声もありますし、町の関係者、それから世話方をしていた
だいている方からもその声が出されています。これは、その地域だけではなくて、
どの字であっても地域住民のつながり、交流が気軽にできる、これは
退職して、第二の人生、第三の人生を歩んでいこうとする方にとっては大変
大事な問題であります。その点、どういようにしていくのか。それから3
つ目は、周辺住民が気軽に集い憩える場所の提供をしていく必要があるよう
に思います。この3点目については、①の30年以上そのまま放置をしてきた。
山本日出男町長の言葉をかりますと、私もこれは関係者から聞いたんで
すけども、どうぞ使ってくれと、そして、火の始末だけは気つけてよと。周
辺に迷惑かからんようにしてくれよというようにして、テント村を訪問され
ているんですね。そういう点では町の事業の中の公園計画の一角でこの問題
が起きています。私は占有状態がよいとは考えていません。前向きの解決が
ぜひとも必要だというのを以前から思っていました。

1月22日、町長を交えて関係者、センター長の努力もありまして、人権
課の采配で懇談会が設定されました。そこで方向が話し合われましたので、
改めて議会の場で1, 2, 3についてどう考えるのかの見解をお願いしたい
と思います。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 はい。今ありました通称テント村と言われているところです。
呉竹地先にございますところです。

当初は緑地公園ということで町の方が整備をいたしましたということは聞
いております。ですが、宅地分譲、宅地というか分譲地ということで、ここ
だけではないんですが、ほかのいわゆる人権課が所管している町有地につい
ての分譲がなされていった経過がございます。その間、今質問にありました
ように、30年以上にわたって今言われている土地については甲良町の方が
十分な管理をしてこなかった、住民任せになっていたということが結果とし
てございます。そういうことをふまえて、今年1月22日に呉竹センタ
ーの方で関係者の方、地元の議員の方を交えて、今後の取り組みについ
て話し合いという場を持たせていただきました。

これについて、町の方といたしましては、その場でも申し上げましたが、
町行政としてその当該土地の管理等について十分な話し合いができていな
かった、適切な対応でなかったということは認識をいたしまして、深く反省を
していますということは町長の方からも述べさせていただいております。

2番目につきましてですが、今後のことになりますけれど、住民相互の交
流を深めて、互いを気遣うような、行き場所がなくならないようにというこ
とで、今までそこを使って住民の方が交流されてきたわけですが、そう

いう場所が必要であろうということは認識していますという回答もさせていただきます。

今後になりますけれど、そのあたりのことをふまえて、住民の方と話し合いを持ちながら、どういう形でそういう場所を新たにつくっていくのか、あるいはその場所で何かを考えていくのかということも含めまして、話し合いの場を持ちながら、こういう案を町の方からも提示しながら有効な活用、あるいはそういう場所の整備も含めて取り組んでいきたいという旨の回答をいたしております。

併せて、今ありましたように、請願書、同様の内容のことをいただいておりますので、今言いましたような趣旨をふまえて回答をさせていただくということを考えております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 署名をいただいた関係者の方も傍聴に今日は来られています。それで、請願書の1つですね、1番目、30年以上も前からこの土地を公園用地と計画しておきながら、今説明がありました放置し、その上、除草などの管理も行わず、周辺住民に任せきりにしてきた町の責任と反省を明確に表明してくださいというのが請願の中にあります。

機会ですので、町長にお尋ねします。その懇談の場では明確に反省の弁の一部は述べられたと思いますが、その点で行政の責任者として、30年間放置をしてきた問題などについて、釈明をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今経過は西澤議員の質問の中、それから人権課長の答弁の中でありましたように、当初は緑地公園ということでの利活用がされ、そのまま男性の方の憩いの空間として現在でも利用されていると。どの集落も男性の憩いの場が、各集落で行われているサロンには男性が行きにくいという問題がありまして、身近に行きやすいということでの利用をされていたということになんですが、町の方が緑地を駐車場にし、さらには造成をして宅地造成分譲やというふうに転換を図ってまいりました。この間、30年そこに集われている方との協議がなかったということは大変申しわけなく反省をしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは土地裁判の証拠資料でも明らかでありますので、公園設計の設置の計画でしたという点でも当初計画どおりというように書きましたが、請願がなっていますけども、その点でも今後の関係者と、それから関

係機関ですね、センターを含めて、有効な話し合い、有意義な話し合いができていくように希望しておきます。

2つ目の問題です。住民の自立を促し、地区、地区外の垣根を克服し解消する完了祭を見通して、計画準備を進めていく必要を感じております、提起しております。町挙げての重要課題として取り組んできたにも関わらず、総括がされていません。前進面とともにマイナス面、反省点はどこにあったのか、タブーをつくらず、住民の合意を形成することが大切ではないかと思っていますが、見解をお願いします。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 はい。同和対策事業の総括というご質問だと思います。同和対策事業といたしましては、平成14年に地域改善対策特別措置法が失効しております。法的にはないわけですが、人権課の方では、現在もその町有地の管理であるとか改良住宅の関係などの事業にまだ取り組んでいるところでございます。そういう意味では、まだ事業が少し残っているということになりますけれど、そういうことも含めまして、これまでの事業の総括、あるいは整理ということはきちっとしていく必要はあるのではないかというふうには思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、特別対策事業の終了宣言、これはされていますでしょうか。法が失効した段階で、多くの自治体とは言いませんけれども、一般施策に移行をするという宣言などをされています。甲良町の場合、どうだったでしょうか。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 はい。そういったような宣言ということはいたしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、以前、町長から特別対策事業の年度別経過の一覧表はいただきました。しかし、総括、つまりよかった面、反省すべきところなどが明らかになっていません。以前にも発言しましたが、貧困と格差の深刻さは統計上でも、また実態でもごまかしようのないほど明らかであります。事業によって全体の底上げは達成されていないのが現実ではないのでしょうか。格差を是正する取り組み、つまり、暮らしを支えて全ての町民の命を何よりも大切にする施策を中心に据えて課題克服に地域の垣根を越えて、連帯感の生まれる取り組みを根気よく進めることが大切ではないかと考えています。

完了宣言、それから完了祭は、特定地域を対象とした特別施策は終結をし、これまでの住民の自立をめざす努力とご協力に感謝をし、これからは一般施

策で誰もが等しく生きていく希望が湧く社会と地域に進みますと、内外に宣言することであります。差別のない社会、誰もが大切にされる社会、自己の夢に向かって誰もが生きていける社会をめざす宣言だと言えと思いますが、この準備に取りかかっていく必要があると思いますが、町長いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 県内の他町の実例を人権課長から資料をいただきました。日野町で平成11年にやられているということでありまして、町として日野町さんの行政としては今後のまちづくりをどう進める、いわゆる今の甲良町の状況と同じ総合計画をどうつくるかという時期であったというふうに記されておりますし、それから地域全体の盛り上がりがあった、それから、完了祭については、対象地域の自発的意思でやられたということが書かれておりますので、一応整理をさせていただいた資料については、いわゆる住環境整備事業を中心とした法体系の中でのハード整備事業は法失効で一段落しましたけれど、残されたソフト、ハードの課題も記させていただいているように、そして、財政弱小、それから全国協議会という組織の中で引き続いての関係団体との歩調を合わせた活動もやっておりますので、甲良町としては、課題の一つずつをどう整理し、解決するかという積み上げが今のところ大事であるという認識をしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 私も日野町に友人がおりまして、その方は60行くまでに亡くなってしまいましたけども、その方から聞いています。お酒も持ち寄ってよかったなど。いろんな造成事業や新築の事業、大変狭い道路も広くなって、住みやすくなった、これは全部地区外の方々にも協力して、そして、地区内の者も一生懸命努力をした結果だということで、おいしいお酒を振る舞いながらやったというのを聞いています。そういう点でも、和気あいあいとした雰囲気はその話からも聞こえてまいります。そういう点から見ると、その展望からすると大変遅れているなと思いますけども、必ずそういう方向に進んでいくというように私は思っています。

その日野町では、確認・糾弾に大変否定的な運動団体だったので、その点も非常にやりやすかったと、平成11年ですから、今から20年も前にそれされているんですね。安土も完了祭をされています。そういうことから先進的な事例を学んでいただいて、自発的な住民の運動になるように行政としても働きかけていただきたいなと思っています。

次に、今の質問とも関連しますが、特別対策事業を推進してきた行政の総括を明らかにすることを基礎にして、行政と一体に推進してきた運動団体、これは裁判の中でも解放同盟の運動、それから行政と一体になって、土地を

確保したりした記述がいっぱい出てまいります。そういう点からもこの総括が必要だと思います。さらに、多くの住民が参加して自由に論議ができる総括会議ですね、これは私勝手に名前をつけましたが、甲良町の現在と未来を考える集いというようにして、それを継続して開催をしていく必要があるんじゃないかと思っています。地域間の分断と対立の歴史を持つ甲良町だからこそ、この取り組みを進めることが重要ではないかと考えています。

今、回答がありましたので、改めて、この問題でどう考えるのか、見解を町長お願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 個別の施策、新年度は学力向上と家庭支援ということをやっておりますので、家庭支援についても地域への十分な取り組みの第一歩を踏み出すことになるという認識をしております。

それから、いわゆる旧同和地区の人口混在比率が甲良町は44%でありまして、全国で20%以上の混在率の自治体で、全国協議会という組織をつくっておりますので、その団体の活動、それから、その中でも甲良町は混在率の高いいわゆる大規模集落2集落ということで、課題がそれぞれあります。その課題を先ほど言いました取り組むことと、西澤さんが提言されています行政だけではなくて、そういうふうに向いて地域の機運が醸成していくとか盛り上がっていかねば、そういう方向の集いみたいなことには持っていけないと思っておりますので、事業推進中は同和対策推進協議会という協議組織を町と地元で協議をして進めてきたということもありますので、法失効後、あるいは運動団体を含めて、少し行政との協議ができていませんので、新年度はセンターのあり方を考えるということも大きなテーマにしておりますので、少しずつ地元協議を進めてまいりたいと思っています。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 運動団体の確認・糾弾の方向も影を静めてきたように私は思っています。同和问题やその批判ですね、同和という言葉を話すだけで差別者だと決めつけられた。私もそれを言われたことがあります。そういう時代がありました。時期がありました。今は若い世代を中心に交流と融和が大いに進んでいると思っています。ですから、展望は必ず出てくると言うように思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、3つ目のシルバー人材センターの問題なんです。1つは、仕事の総量自体が減っている様子をよく聞きます。高齢になっても働かねばならない、また、働きたいと希望する高齢者の所得補填および健康保持のために仕事の受注拡大を町としてどのように進めるかという課題が突きつけられていると思いますが、いかがですか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、町は業務を発注し、地方自治法に基づき契約をしています。町の業務量につきましては、各課からの業務量が出ておりまして、現状を維持していく予定であります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 2つ目に、町有地、具体論ですね、町有地や町施設の管理、清掃などが縮小していないかどうか、ここはどうなんでしょうか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 シルバー人材センターにも確認はいたしましたが、昨年並みの業務量は確保できているということを聞いております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、これは次話しますのは、野瀬町長を以前支援していたといわれる方から聞いた、訴えを聞いたことです。今年度まで、つまり29年度までは町有地の草刈りをシルバーでしていたが、今年、今年度ですね、昨年4月からは民間が受けているというのは、これは事実なんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私も直接お伺いしたことがありまして、この路線をシルバーでやっていったのに、もうやらなくなったんやと、どういうことやと。町長が減らしたんかということがございました。総括的には、合特法に基づく作業エリア、分量等々ありまして、高所作業の剪定については、合特法に基づいた企業委託をしたということでありまして、下の草刈りについては、そのままということで、全部を渡したみたいに勘違いをされた向きもありましたし、それから、関係課等々調整をいただいて、総量を減らすことなく、年間のシルバーさんでやっていただく仕事量を確保するよにということで、今保健福祉課長が申し上げた総量確保しております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 具体的な場所ですけども、よく目につくのが呉竹地域の住宅地、町営住宅、改良住宅はあんまりないところですけども、あそこは7月、8月、もうそのままぼうぼうなんですね。これは、周辺住民からも大変苦情、役場にも届いてると思いますが、私もよく通りますのでそこを感じます。これをシルバーから外したということなんでしょうか、それとも、依然として、あそこはシルバーの対象としてされていますか。町有地ですから。

○丸山議長 人権課長。

○中川人権課長 シルバーを外したとか、そういうことではございませんで、今言いましたように合特法の関係も含めて、場所によって危険度とかいろいろ

ろありますので、業者、あるいはシルバーというような形で、シルバーの方にも委託をしている部分もございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 解体した後の平地ですから、普通の草刈りで十分行けると思うんですけども、9月のぎりぎりになってなくなるというときも結構ありますので、そこはシルバーへの発注を徹底してほしいというように思いますので、よろしくお願いします。

3つ目の民間からの受注を促す取り組みですね、これをどういうようにして町が推し進めていくかという点で、方策はどのように現在進めているかのお尋ねです。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 高年齢者の雇用安定法というところによりまして、連合会および町シルバー人材センターへの補助金を交付しております。民間への受注の促す取り組みでございますが、公的機関ということで限られてはくるかと思いますが、企業への法律の紹介などその他サポートはやっていこうと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 現在のシルバー人材センターの事務局の側が、以前の事務局長さんはよく動いてくれはったと。つまり、仕事を出してくださいねというので、営業活動に回っておられたんですよね。私も直接聞いたことがあります。ところが、出来高払いじゃなくて固定給に、いわゆる事務局の給料が固定給になった時点でばたんと営業活動しはらんようになったと。つまり、売り上げが伸びなくても自分の給料は確保できるさかいに動からんようになったと違うかという批判は、これは何人からも聞くんです。その点はどうなんですか。つまり、具体的に営業活動にきちっと事務局が回ると、そして、シルバーに出してくださいねというのをアピールし、法律の中身もそのときによって渡していける、そのサポートを行政がすべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 事務局長さんの方にはちょっと確認はいたしておりますが、給料であるとかそういうなん、シルバーの中で決めておられるのかなと思いますが、そういうなんも含めて、サポートを今度検討いたします。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 安定した給料を保障するというのは大事なことですから、ここを批判するわけないですけども、シルバー人材センターが本来もっと仕事を発注してもらえるところの事業所、町も含めてですけども、そういうところへ

の営業活動、アピールができるように産業課としても担当課としてもぜひ後押しをお願いしたいと思います。

次に進みまして、人口減少問題にどう向き合うかという問題です。激減が言われてから久しくなるわけですが、この原因をどのように分析しているのか、どのように捉えているのか、大事なところだと思いますが、まずお願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 前回もご質問いただいた内容でございますけれども、直近でございますけれども、この国土利用計画を策定のために行いましたアンケート結果がございます。多く出ているものは仕事の都合とか結婚を理由として転出をしておられる、また住宅取得が困難のためというような回答もございます。そういった中で定住の意向におきましては、58%の方が住み続けたいというような内容をいただいておりますけれども、17%の人が他に移り住みたいというようなご回答をいただいております。移り住みたい方の内容でございますは、町のイメージがよくない、地縁、血縁のつき合いが多く煩わしい、または、買い物、通学、通勤が不便という回答が多くありました。

町の満足度で不満があったものについては、新たな企業誘致や産業の創出、交通の利便性に対しての不満もあったというのが実情でございます。このことから、戦略におきまして、企業誘致を引き続き取り組むほか、住宅開発などそういったものにつきましても土地利用計画の見直し等に今現在取りかかっているところでございます。そういった中で、より定住をしていただけるような形を取り組んでいきたいと。また、交通の便であります、交通のかなめにつきましても、やはり相乗りタクシーの方をより利用促進していただくということで、運賃割引の方もこの4月からさせていただくということで、取り組んでいきたいと思っております。

ただ、地域に対する不満の声ということにつきまして、全集落からまちづくり活動や集落の行事などの聞き取り調査を現在させていただいております。そういった中で、集落の活性化の提案を来年度まとめたものをご提示させていただきたいと思っております。そういったところでございまして、今後人口流出の方を防ぎながら激減の方に対処をさせていただきたいと思っております。

また、イメージの悪さにつきましては、PR不足、そういった職員不祥事等も想定されますので、これらのことを真摯にふまえて今後努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 中に触れられましたが、以前課長の答弁の中に地域活性化を気張れば気張るほど忙しくなって、出ていく人が多いという答弁をいただいたときがあるんですね。これは、地域活性化が逆の方向に向き始めてる、向いてしまってるというところで、根本の解決がならないままそれでやろうとするからこそ、そうになってしまうと。自由記述の中に、つまり若い世代、20代、30代の以前総合戦略を計画する前に出た中に、字の行事が多過ぎるというのが含まれていました。そういう点でもこれがネックにならないように、やはりセーブしていく必要があると思うんです。

そこで、経済的格差が広がる中に暮らしにくい、つまり負担の大きい町よりもより負担が少ない、例えば医療費の無料化や学校給食費の無料、給付型の奨学金など、軽減策が充実してる自治体に転居する傾向が強いと、総務省さえ認めています。これをどういうように捉えているかお答え願います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 やはりそのあたりにつきましては、総合戦略31年度事業の方を掲げさせていただいております。若い世代の結婚、出産、子育て、教育の希望をかなえるというような形で負担が少ないような事業が取り組めるかどうかということで、そのあたりの事業につきましても取り組みをさせていただいていきたいとは思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 最初に言われた字の事業の見直し、これは進んでる字も幾つかあるのを聞いていますが、その状況は掌握されていたらご説明お願いします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 地域に応じてまちまちということで、そのあたりを今聞き取り調査をさせていただいて、まとめさせていただいているところでございます。行政といたしましても、そういったお声はいただいておりますので、前回の区長会の際になりますけれども、行政の管理地につきまして、今後行政の方で除草作業等の協定等を一概に集落に全てお任せするわけではなくて、集落が他のシルバー人材センターとかそういったところにもお願いできるような状態の政策について、31年度にその費用について計上させていただいているというところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう努力と相まって地域のかみ合いもぜひ進めていきたいなと思っています。

2つ目の税収の減少が懸念されます。そういう中での今後の見通しはどういうようにされてますか。彦根市では長期計画、5年だったですかね、県の場合も3年計画などの財政見通しを立てておられましたが、そのところを

お聞かせください。

○丸山議長 税務課長。

○福原税務課長 税務課におきましては、確かに人口の減少に伴っての税収の減というのは考えられます。今、過去5年間の現年度の最終調定を各税目で見てみると、調定自体につきましては若干増えております。ただし、これは税制改正等によって増えてるものだと思います。税率に変わりがない場合につきましては、減少傾向にあるのかなと考えられます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 そのあらわれの1つとして、ふるさと納税制度に、これは人口減少問題、企画監理課長が言われたこととリンクしていくわけですが、ふるさと納税制度にも影を落とす懸念が指摘をされていますが、それはどのようにして認識されていますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、甲良町の住民の方が他の町のふるさと納税をされると税収が減るというようなことは事実でございます。逆に言いますと、甲良町の方も他の町からふるさと納税をしていただいているというようなことで、より魅力のあるふるさと納税を制度に活かさせていただきまして、より外部の方からのふるさと納税を募りたいということで、今年度から委託事業の方でさせていただいておりますサイトの運営の方を、ふるさと納税の、そういった事業の方も増やしながら今後事業の拡大の方を図ってまいりたいと思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 この制度が始まってからの今、企画監理課長が言われた差し引きですね、これは統計としておられますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 税収の差し引きという考え方でよろしいでしょうか。

○西澤議員 町民が他に出すと引かれる、それから、町外の方がふるさと納税してもらおうとプラス、これの差し引きのこと。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すぐわかる、国に報告をしておりますので、ただいま手元の方に資料がないので、後で議員の方にお渡ししたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 わかりました。そういう点でも今期は減少が目につくところになっていますので、そういうあらわれかなと思いますが。

次に、町民の暮らしと安倍政権、自民党政治について町政が庶民泣かせの政治の防波堤の役割を果たすときだと、これは地方自治法の条文に書かれて

いる福利の増進をめざす地方自治体の役割です。

そこで、町政の信頼回復は、町民の暮らしに寄り添って、大增税と大軍拡で庶民泣かせの自民党政治に批判的見地を持ち続けて、町民の暮らしに寄り添うことが重要ではないか考えるものであります。1つは町民の暮らしと経営のあらゆる分野を直撃する消費税10%に反対を貫くことで幾つか質問をさせていただきます。

町民の暮らしと経営、生業とも言いますが、に与える影響をどのように認識されているのか。町民の消費生活、工業生産、農業生産などへの影響はどのようなものかお答えください。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 金額的にも8%または10%というふうに変更するということでございますので、金額的にも何らかの影響はあるのではないかと考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 試算をしてますか。出荷額掛けるで計算してたらご報告ください。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 いたしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 直接町民が払う消費税だけではなくて、甲良町が生産する農産物やその他の出荷額に全部10%の税金がかかりますので、これはマイナスとして影響してくるというのが考えられますので、そこは試算をして、どういう影響が出てくるのかというのをベースにする必要があると思いますので。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 出荷されるものについて、今、軽減税率などの混在が存在するというのでございます。農業者についても、米または野菜などについては軽減税率が採用されるということにもなるので、そういったことなどが考えられますので、今ちょっと試算的にはなかなか難しいのではないかと、こういうように考えております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、8%になった時点でも価格競争はとどまるところがないんです。それで、価格転嫁できない事業者は身銭を切るか、さらにコスト削減に迫られるわけですけども、その認識はございますか。

○丸山議長 産業課長。

○北坂産業課長 詳しく今後の消費税、今どういうふうな導入になるかということについてもわかりませんので何とも言えませんが、消費税の転嫁の対策として、それについても徹底するというようなことは聞いております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 1億で仕入れをした業者が1,000万消費税を払う。価格転嫁をして1億1,000万で売った場合、消費税がその1,000万入らなければ半分しか入らなければ、500万これ負担せんならん。単純計算でいってもそういう状況ですから、そういう点では甲良町の地域経済、農業も含めて大変なダメージを与えるというのが実際だというように思います。

そこで、今回の増税額はどれほどに甲良町の場合、町内でなるのか、赤ちゃんからお年寄りまでの分の単純計算で試算されていたら、教えてください。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。彦根税務署の方に確認をさせていただきました。彦根税務署管内なり甲良町で消費税が上がることによってどれぐらいかというようなことを確認させていただきましたが、彦根税務署としてもわからないというような答えでしたので、具体的に幾ら増税になるかというのは、ちょっと把握はしておりません。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これね、消費税10%上げると言うて宣言したのが去年です。既に大分経っています。町民の暮らしやら産業などがどういう影響を与えるのかというのをやっぱり試算する必要があります。

そこで、私なりに試算をしました。増税分が5兆円ですから、2月1日現在の全人口、国の人口は1億2,633万人です。計算すると、国民1人当たり3万9,500円、約4万円ですね。甲良町人口が2月1日現在の6,980人、端数が若干ありますが、これで2億7,920万円になります。さまざまな経済対策が講じられているわけですから、この分全てが増税にならないと見ても2億近くが増税分として吸い取られる格好になります。ですから、甲良町の試算、町民が全体として抱える試算のうち、消費税の増税分、8%でもそれから所得税やその他の税金が全部かかってくる中で、プラスをして2億近くの金額が国税で吸い取られる、消費税で吸い取られるという格好ですから、これは大変な庶民泣かせの経済のダメージです。暮らしもダメージになると思います。

そのところで次に進んでいきますが、消費税は持続可能な社会保障財源のためと政府は言っていますが、これは実際そうなんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。政府がそう言っているので、そうだと思いますが、地方消費税交付金で、社会保障と財源分がありまして、その社会保障関連原資としては、社会福祉費や児童福祉費、保健衛生費に全て充当をしていますので、消費税分でいただいたお金はそれには使わせてもらっております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、トリックがあるんですよ。消費税の増税分は法人税の減税分に充てられたというのが実際になっています。これは国税局が発表した表を、数値を試算にして私どもの国会議員団の事務局が作成した表であります。消費税の30年間の累計額372兆円があります。法人三税の減税分が291兆円、全てここで消えてしまってるわけですね。所得税、住民税の減収分が累計で270兆円ですから、まさに消費税の増税分はこの減税分、法人三税と所得税、住民税の減収分とに消えてしまったというのが実態となっています。

そういう点では様々に口実を言われますけども、社会保障の充実のためと言いますけども、介護保険料ができました、それから年金は引き下げられましたという点でもこれはあまりにも事実と違うという点になります。ここは、しっかりと見ていただきたいと思います。

4つ目に、こういう状態ですから、町民の暮らしを守る立場から、消費税の10%には反対すべきだと考えているんです。

そこで、政治姿勢として打ち出す町長の回答をお願いしたいと思います。少なくとも、国民の実質所得がマイナスとなり、経済のダメージが回復できていない状況の中で、増税は中止すべきだというように、町としては、町の長として消費税は、今保守の方とも一致してるのは、この経済のもとでの今年の10月1日からの増税は、10%の踏みきりはやめるべきだというのが一致したところですよ。その点でも町長の見解をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まず冒頭ですが、消費税反対することについては、甲良町としてはイエスとは言えないという状況でございます。もう既に議論をさせていただいていますように、低所得者向けのプレミアム商品券が補正予算で入ってきましたし、それから2兆円規模の教育無償化で保育料の無償化という事業も想定をされていますし、まだ実施時期が10月1日ということで正式決定ではないんですけど、ひたひたと施策が進みかけているという状況でございますので、町単独で反対というわけにはまいらないということでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 イエスとは言えないというのは、どちらに、反対することにはイエスと言えないという意味ですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そうです。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、さまざまな減税対策、それから経済対策がとられています

が、複雑怪奇もひど過ぎるんですよ。どじょうは８％だが、熱帯魚は１０％。買う場所、買い方、キャッシュレスと現金とで違う。それから、枝肉は８％だが、生きた牛の取引は１０％と。それから豚の場合もそうです。丸焼きの豚を買えば８％だが、生きた豚を取引すれば１０％というように、複雑怪奇の中身になっています。いろんな子ども支援というように言われてますが、その子ども支援であれば、この対策も９カ月で終わる事業もあるわけですね。ですから、全体として増税になるというのは明らかであります。取引に全部かかってくる。弱いものにかかってくるというのが実態ですから、実施すべきでないと、中止すべきだという立場でぜひ再考を願いたいと思います。

次に、憲法９条の改悪、戦争できる国、大軍拡を許してはならないと考えます。その上で幾つか質問します。

自衛隊の募集に関わる甲良町の現状はどのようになっていますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 毎年７月に自衛官募集事務の担当者会議が開催されますので、そこに参加して、広報こうらで募集事務の掲載をしております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 適格者、つまり、若者の名簿を提出せよというように安倍首相が６割しか応じていないというようにして事実と違うことを平気で言って、それを強制力があるようにしようとしています、その名簿についてはどうですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今回の質問をいただきまして、調べさせてもらいました。甲良町では、昭和４１年６月３０日に訓令第１号ということで、甲良町自衛官募集事務処理規程というのが作成されております。その第５条で、適格者の名簿の作成。この中身は、町長は適格者名簿を作成し、町の区域内に住所、または本籍地を有する適格者の状況を把握するとともに、必要と認めた場合はその情報を地連部長に通報するものというような規程が当時つくられておりますが、実態としては、この名簿を策定された経過は、役場の中では見当たりません。この規程が１９市町あるのか調べたら、この規程自体、同じような募集事務の規程はあるんですが、適格者名簿の記載された規程については５、６団体だけでした。というのが実態であります。

ただ、自衛隊、地方本部の方から自衛隊法の２９条の第１項で自衛官の募集に関する事務。それから自衛隊法の３５条で職員の採用という規定に基づいて、住民基本台帳第１１条に基づいて、これは国または地方公共団体の機関が請求したら、住民票の一部を閲覧させるという規定がありますので、こ

の規定に基づいて、閲覧に来ている実績はあります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これは自治体側の義務規定は明文化されてますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。ちょっとネットなどでも検索はしたんですが、そういう項目が出てきてないので、規定はないのかなというふうには今のところ思っております。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、自衛隊法の施行令第120条がよく問題になります。自民党が各国会議員に宛てた地方でぜひ適格者名簿を提出させるようにせよという指示文書が出ているのが手に入りました。それは義務がないのに、義務のように書かれています。それで、当時の石破防衛大臣の答弁も国会でも引用されています。私どもは、自治体に、これは括弧ですが、依頼をしているが、答えられないというのであれば致し方ないと。義務規定がないことを認めているんですね。ですから、今回の安倍首相の6割が反対をしていると、協力していない、これは事実ではありません。そして、1,741自治体のうち、名簿の提出も閲覧も応じていないのは5自治体になっています。自治体の義務規定にはないにも関わらず、強制的に名簿を提出させようとする狙いが浮き彫りになりました。これは、安倍首相の9条改定の策動と一体となった自治を否定するものです。個人情報に国家の下に置くという、憲法で定める個人の尊厳、この理念を否定するものにほかならないと思っています。

そこで、私どもの志位和夫委員長が憲法9条改定の狙いの1つが、自治体からの若者の名簿を強制的に召し上げることにあることをみずから克服するものだと言及をしたんですね。ですから、そういう点では、この自衛隊だけに関して特別扱い、つまり個人情報が本人の同意なしで渡されるというのは以前この問題が明らかになる前は、あまり社会的に認識されなかったわけですから、これは本人の同意を得た場合に限るという対応に変えるべきだと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 適格者名簿自体は作成しておりませんので、ただ、先ほど言いました閲覧の関係ですが、私もネットで調べたら、参議院のときのやりとりで、福島瑞穂さんと国とのやりとりのことが掲載されてまして、今私が言いました自衛隊法に基づいて請求して、住基法に基づいて閲覧させるのは法的には問題ないというような会見の掲載がされてまして、実態として、甲良町役場につきましてもそのような申請書で出ておりまして、そのように対応している実態があります。現在があります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、個人情報公開とも矛盾するんですよね。私がAさんの所得税、固定資産税の課税台帳を見せてくださいと、見ることはできないですよ。そのうちの、Aさんの家族構成を見せてください、見られないですよ。ところが、自衛隊だけは特別扱いになっています。そういう点でも本人の同意が要するという前提をやはりつくるべきだと。これは全国で大きな流れに、若者中心にしています。そういう方向をぜひ検討してもらいたいことを申し述べて、次に進みます。

国保の問題です。高い国保問題について、県下の一本の制度改定に関して、幾つか質問させていただきます。

1つは保険料税の確定にあたっては、単位自治体の裁量を堅持すべきだと考えています。2つ目に、県通知の標準保険料に従う義務があるのかどうか。それから、3つ目には、県に対して一般会計からの思い切った繰り入れを行うよう要請すべきだと。これは特段今後一本化になっていく方向も大変強いですから、必要だと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 まず1つ目の質問に対してですが、保険料の算定に当たって、単位自治体の裁量を堅持すべきにつきましては、県が示す標準保険料はあくまでも技術的助言であるために、現在保険税額の決定は各市町の方でやらせていただいております。本町も国保の税額につきましても、31年度は据え置きを予定しております。

もう一つの質問で、県に対し、一般会計からの思い切った繰り入れに対する要請ですけれども、これは国保が県運営の一本化になるときに、県単位になるときに滋賀県および各市町で協議をされまして、平成35年度までに赤字補填目的の法定外の繰り入れは段階的に解消することを滋賀県の国民健康保険運営方針というものが策定されておりまして、その中に記載されております。ですから、本町だけがその方針を外れるということはできませんので、現在もその方針をふまえた運営に務めるというふうに思っております。

以上です。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 野瀬町長にお尋ねします。6町の首長会もあります。そこで県の繰り入れを大幅に増やして、これは全国の知事会などが要請をしていますよね。1兆円の投入でせめて保険料が3分の2ないしは半分まで引き下がるようにという要請もされていますが、ぜひそういうようにして要請活動をしてほしいと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私たちの組織は、町村会という6つの町の町長協議になっておりまして、今現在そういう議論の深まりができてません。今課税の4区分、4段階というのか、その基準についてを3つにするのはどうしたらいいかという、そういう議論でしか今のところできておりませんので、ご提言いただいた全体についてを今後深めてまいりたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 全国町村会、それから全国町村議長会も繰り返し国保制度の抜本的な改善のために大幅な国庫金の投入を要請しているんですね。政府に対してはもちろんですが、県に対して国体が開かれます。その準備に511億円を投入するというこの計画を見直して、福祉や暮らし、医療介護に手厚く保障するよう要請すべきだと思いますが、現状を捉えて、町長の見解を再度お尋ねします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 国保もそうでありますし、私どもの介護保険の会計も非常に厳しいという状況でありますので、介護保険は甲良町がトップを切って県へ要望しておりますし、今後も引き続き社会保障全体についての改善を求めてまいりたいと思います。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ負担軽減のために小さな、また大変困難を抱える甲良町に手厚い支援をとというようにお願いしたいと思います。

終わりにあたって、4日、職員の服務に関する第三者委員会の報告が発表されました。町政にしみ込んだ体質、また議員のあり方にもかなり踏み込んだ説明を施していただきました。これは決して解決できない問題ではありません。町民と行政が心と力を1つにすれば明るい展望が開けるものと確信しています。微力ではありますが、私も町民の1人として尽力することを表明して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

まず、今日は選挙管理委員会の委員長、お越しいただきありがとうございます。

ます。

それでは、（１）の質問の方に入っていこうと思います。

（１）平成２９年１０月の町長選挙についてということで、平成３０年１２月議会、私もやってたんですけど、一般質問において、選挙管理委員長も聞いてたと思うんですが、答弁について間違いありませんと言いながら、１２月２８日に訂正されたということで、大変矛盾しておりますので、確認のために質問させていただきます。

これは二者択一で答えていくのが、おるのでそのようにお願いします。

まず、①なんですけど、町長選挙における収支報告書は虚偽記載であったと認めるかお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 選挙費用の収支報告書の一部に記載漏れがあったことは認めます。故意に記載しなかったわけではありませんので、虚偽記載ではないと思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 故意でないということなんですけど、記載の方には間違いがあったということは認めてらっしゃるということなんですけど、次に、１２月議会において、こちらの収支報告について私の質問に対しまして、答弁は、虚偽の答弁をしたことを認めますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 ご質問いただいた時点では記載漏れについては気づいてはおりませんでしたので、虚偽答弁をしたわけではありません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 虚偽の答弁ではないということなんですけど、次に３番の方なんですけど、こちらの方も平成３０年１１月１日、甲良町選挙管理委員会に報告しました選挙運動費用収支報告書は、真実に相違ありませんと回答していますが、こちらのことは虚偽の報告をしたということは認めますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 それにつきましても、その時点では記載漏れについて気づいておりませんでしたので、虚偽の報告をしたわけではありません。間違っ報告をしてしまったことは認めます。わかってうそをついていたわけではございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 後で一括していろんな質問をさせていただきます。まず４番ですね。甲良町選挙管理委員会に虚偽の報告をしたことに対しては、どのように対処しましたでしょうか。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 平成29年10月29日執行の甲良町長選挙の収支報告書の訂正願が、平成30年12月28日に野瀬喜久男氏の出納責任者上田勝氏より提出されたことに伴いまして、今年31年1月7日に選挙管理委員会を開催いたしまして、その旨を報告し、また、同日付で公職選挙法によりまして告示をして、周知をしたところでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 通知したということで、これ、公職選挙法の違反ということが246条第5号の2ということで虚偽記載という可能性もあるということなので、そちらの方でいいと思います。

それと、ここで聞きたいのは、5番はそういった行為があるということで、これ認めるということも先ほどから言われてますように、お答えは一緒だと思いますが聞きますけど、12月28日に訂正をかけております。ということは、その前の1年前のものを領収書を持っていたということになるんですよね、これね。そうすると、1年間保存してたということは、なぜわかってなかったんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 当初の報告書が間違いないと思っておりました。会計簿の中に領収書もありますので、精査した結果でございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これ、1,900円で誰でもおかしいと思っているのは当たり前ですけど、1年間領収書をちゃんと持ってて、ということは、あったということは、あなたも見てるはずなんですよ、町長。それやのに、1,900円としてしか報告してなかったのに、1年間ずっと残しておいてですね、そういうのを出すというのは、これは完全にわかっててやってたとは思えないんですよ、ここらについてはね。そういう形もあるので、1年間保存もしといて、訂正できる書類があるのに、こういったことをしてなくて、議会においても虚偽な答弁する、これわかっててやってるとしか思えないんですけどね。1年間残していたのはどうしてわかったんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 簿冊については、出納責任者が保管してくれましたので、その簿冊からでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ほな、その領収書は出納責任者が持っていたということですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりです。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 出納責任者が持ってて、1年間持ってて、報告もなかった。ちょっと信じられますか。これ、1年間保存してたんですよ、それ。そういうことになりますよね、1年間保存してて、12月28日に訂正できるということは。そこら辺のどこちょっと今の完全に矛盾してる点が多いと思いますので、また委員会の方でも言うと思いますけど。1年間も保存しといてわからなかったというのはちょっと不思議ですね。

次に行きます。6番目行きます。12月議会で、私が指摘しました19万4,400円の領収書は収支報告書に記載していない理由はなぜですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 はい。領収書の写しを拝見いたしました。ただ、具体的に誰が何をどれだけ購入したかは領収書では明らかではありません。私自身は、支払った覚えはありませんし、誰かに立てかえて支払ってくれるよう依頼した覚えもございません。私の事務所の人にも確認をいたしましたが、やはりこの領収書の金額を支払ったという覚えはないということであります。私の選挙費用に関する領収書であるとの確認がとれておりませんので、収支報告書には記載をしておりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ここでこの領収書のことなんですけど、確認をしたということなんですけど、選挙に使ったものじゃないんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 選挙かどうかはわかりませんが、私の事務所であるいは私自身が払ったものではございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 逃げもあれですね。これ、選挙の投票日の前の日に使ってるもんですかね。私どもわかってますけど、何のやつかということは。選挙の前の日に使ってたよね。それやのに、使ったものかもわからない。じゃ、これは誰が払ったかわかりますの。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 わかりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 選挙管理委員長に聞きますけど、もしこれが完全に選挙で前の日に使われているのを私どもわかってるんですけど、これは選挙費用に使われて、誰が払ったかわからないということになってくると、これは寄付行為になってくるということになるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいんで

すけど。

○丸山議長 選挙管理委員長。

○村岸選挙管理委員会委員長 今回の件でございますけども、公職選挙法第193条の規定によりまして、当委員会の選挙の収支報告書の費用に関する調査につきましては、今の件も含めまして調査につきましては、報告、または資料の提出によって調査を行うことができるだけでありまして、実地についての調査権限がありませんので、当委員会としては実地調査は行っておりませんので、確認ができません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 確認ができないということなんですけど、また調査委員会などでまた聞いていこうと思いますけど。

次に、2番の方に入らせてもらいますけど、平成30年2月、町に報告した資産報告についてお聞きしたいんですけど、こちらの資産報告も訂正したということなんですけど、こちらも虚偽記載であったとは認めますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 資産報告書につきましては、書き漏らしをいたしました。あえて隠したものではありませんでしたので、虚偽記載ではないというふうに思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 2番の方を先に聞きますけど、借入金以外の訂正はあったんでしょうか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 借入金以外の修正はございません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 このことも30年2月に報告して、なかった、ないというふうにしてますけど、あなたは支払ってますよね、この方に対して、これ以後、報告の後に。なぜそのときは虚偽記載でないとかわかって、借りてもしないというのであれば、なぜ返還したんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 書き漏らしでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 書き漏らしということを言われてるのは、わかっててやっただんですか、これ。返しているんですから。そうしかとれないんですけどね。そこら辺はどう思いますか。

○丸山議長 再度、ちょっと聞こえにくいので。

○山田裕康議員 返してるということは、借りてたことはわかってたというこ

とですわね。昨日、質問でも、借用書とかもないということだったので。それやのに、なぜ書かなかったんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 確かに借りておりました。いわゆる書き漏らしでございます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 書き漏らしというのは虚偽の記載と一緒にすやん。うそをついてるというのと。

次へ行きます。これでもう明らかになりましたので。虚偽記載ということは、もう漏らしてた、漏らしてた。いいですわ、もう。もう言うた言わん、あれになりますんでね。

次に、3番の方に行きたいと思います。せせらぎデイサービスについてということで、1番と2番を書いてるんですけど、このことは進展はあったかということと、今後の対応はということ聞いてるんですけど、こちらの方、昨日今日答弁されてるのと同じやと思いますけど、再度もう一回お願いします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 平成31年1月7日と社会福祉協議会の評議委員会におきまして社協とは話をさせていただいて、皆様方の総務民生常任委員会および区長会から出された事業の廃止を見直してほしいという要望について意見を述べさせていただきました。しかし、結果は指定管理を受け続けることは困難であるとの最終結論が出され、平成31年3月31日をもって事業終了することとなりました。しかし、せせらぎデイサービスについては、そうではありますが、介護事業の中のデイサービス事業としては再検討を持たせていただきたいと考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、存続を望んでいる声があるということなんですけど、行政の方にもいろんな意見はありましたでしょうか。どういった意見、町民の方から存続してほしいとかという声は何件かありましたか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 直接私どもの方には届いておりません。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。

次に③の質問に入りたいと思いますが、ここに書いてあるように、町民は必ず存続してほしいと声を大にして多くの方が言われているので、存続に最大限の努力をしていってもらえるのかということをお聞きします。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 社会福祉協議会が指定管理を受けて運営するデイサービス事業については、いったんこの３月末で終了ということになりますが、介護保険事業サービスとしての検討は再度させていただきます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 このことについては、町長の方からもきっちりと答えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 この件については、議員各位のご意見もありますし、議員との議案に関する審査もいただきました。結果存続というデイサービス事業の公的機関としての存続はいかにあるべきかということも含めて、もう一度施設、デイサービス、介護事業、見直しをかけてこの事業についての行政のあり方を再検討いたします。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 再検討じゃなしにやっていただきたいというのが町民の願いなので、必ず存続していただきたいと申し添えておきます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 途中経過を含めて議論も議会と協議をしながら進めさせていただきたいと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 はい、わかりました。よろしくお願いします。

次に、４番の質問が今日のメインの質問になるんですけど、まず①の職員の時間外労働は１年間で多い人で何時間か、また、少ない人で何時間か、３年間の数値でお願いします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まず、１年間で最も多い時間ですけど、まず平成２８年度が４１４時間、２９年度が６９７時間、３０年度が４月から１２月までですが、７７１時間です。最も少ない人が平成２８年度で１時間、平成２９年度で１時間、平成３０年度で１時間です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これ、一番多い人の課と少ない人の課はどの課にいらっしゃる方ですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 多いので、３０年度は総務、２９年度も総務、２８年度も総務です。１年間で最も少ないのが２８年度は福祉、２９年度は教育委員会ですが、事務職ではないです。３０年度も１時間は教委ですが、事務職ではないです。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、聞きますけど、一番多いところの課は総務と言いましたが、総務で一番少ない人は何時間ですか。

(「データがありますので」の声あり)

○丸山議長 後に回すか。

(「はい。後で報告させてもらいます」の声あり)

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、2番の方なんですけど、多い人、一月ですね、30年度の数値をお願いいたします。4月から。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 最も多い人で、114時間45分で、少ない人はゼロ時間です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 総務課参事、4月からと言ってましたんでお願いします。教えてください。4月から、この前4日にお願いしときましたわね。4月から順番に答えるよう。教えてください。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 一番多い課ですか。

○山田裕康議員 多い人と少ない。4月で。

○橋本総務課参事 4月ですか。

○山田裕康議員 うん、4月と5月、6月、順番に。

○橋本総務課参事 30年度の時間外、4月で一番多い方は福祉課の方です。で。

○山田裕康議員 違う違う。時間を言ってください。4月から、4日に頼んできましたやん。4月から順番に多い人は何時間か教えてくださいと。

○橋本総務課参事 すいません。時間数を総数で。

○山田裕康議員 違う。言うたやん、4日に、そういうふうに教えてくださいって。

○橋本総務課参事 申しわけありません。課ごとにしてしまいまして、課ごとの合計にしてしまったんですけれども。すいません、課を合算して出したデータを持ってきてしまったんですけれども。

○丸山議長 総務課帰ったらあるの。

○橋本総務課参事 はい。

○山田裕康議員 4日に多い人と少ない人と4月から順番に答えられるようにしといてと4日に言いましたやん。あなたに。

○橋本総務課参事 申しわけありません。合計だと思って、合計の数を持って

きてしまいました。

○山田裕康議員 わからなんだら、聞き直ししいな。

○橋本総務課参事 すいません、申しわけありません。もう一度精査して回答いたします。

○山田裕康議員 次の質問につながらへん、答えてくれなんだら。

(「議長、保留したらわかるのか」の声あり)

○丸山議長 そこ、だからちょっと休憩したらわかるんやったら。

○橋本総務課参事 はい。手元に持っておりますので、ちょっとお待ちいただいたら。

○丸山議長 5分ほど休憩しますか。

○橋本総務課参事 はい。

○丸山議長 暫時休憩。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○丸山議長 それでは、会議に戻ります。

総務課参事。

○橋本総務課参事 失礼いたします。では、先ほどの最初のご質問でございます。総務課の中で一番少ない者ということで、総務課一般職は4人しかおりませんので、1年間30年度4月から2月までの時間数で、一番多い者は771時間ですけれども、一番少ない者は191時間となっております。あとのお二人の方は278時間、また244時間ということになってございます。

次に、4月から1月までの多い方、そして少ない方でございますが、4月で一番多い者は総務課の者でございます。少ない者、時間外をしてない者が5人ですね、ゼロです。5月です。一番多い者は総務課です。少ない者はゼロ時間の者が3名おります。6月ですけれども、一番多いのは会計室です。ゼロ時間の者が4人ございます。7月ですけれども、一番多い者が総務課のまた別の職員となっております。そして少ない者はゼロ時間の者が1名おります。8月でございます。8月一番多い者が総務課でございます。あと、一番少ない者はゼロ時間になってございます。9月一番多い者は総務課でございます。10月も一番多いときは総務課の者でございます。11月一番多い者は会計室でございます。12月一番多い者は総務課でございます。1月一番多い者は総務課でございます、それぞれ一番少ない者はゼロという形になってございます。時間外をしてない者が何人かおります。

以上です。

○丸山議長 山田裕康議員。

- 山田裕康議員 すいません、１００何時間一番多いのは何月ですか。
- 丸山議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 １月の１カ月で１１４時間です。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 １２月の総務のは何時間ですか。
- 丸山議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 １２月は９９．５時間です。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 そうすると、１００時間を超える寸前までのとこということで、ほかの月もそのぐらいですかね。８０時間は超えてるんですか。
- 丸山議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 はい。４月が８５．５時間、５月が９１．４時間ですね。７月が８９．３５、９月が８５．２５、１０月が８１．１となつてございます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 残業時間一人当たりの時間外平均として資料をいただいたんですけど、３０年度で月平均一人当たりにすると１２時間というのが資料としてもらっているんです。そうなりますと、１２時間が平均やのに、８０何時間というたり、１００何時間、これほどの差が出てくる。総務課が多いんですけど、総務課というのは同じ人ばかりなんですか。
- 丸山議長 総務課参事。
- 橋本総務課参事 はい、今言いました多い中で、７月に関しましては違う者でございます。
- 丸山議長 山田裕康議員。
- 山田裕康議員 あとの総務の一番多い人というのは同じ人１人ということですね。
- 橋本総務課参事 はい。
- 山田裕康議員 正直異常ですわね、これだけやってるといのは。はっきり言って。
- それで、次の３番も先に聞いておこうと思うんですけど、３６協定というのがやっぱりあるんでしょうか。
- 丸山議長 総務課長。
- 中川総務課長 はい。全協でも言わしてもらいましたが、公務員は３６協定を結んでる団体は少ないです。甲良町についても結んでおりません。理由については、労働基準法３２条で１週間は４０時間というふうに決められてまして、それを超えて労働さす場合は、３６協定、基本的には組織の半数以上

を占めた組合ですね、そういうとこと結んで、それを官公庁に届けておくと、残業させられたり、休みの日に命令できると。その分きっちり手当を払いなさいというような趣旨の協定であります。公務員は、その法律なり、甲良町の場合は、条例でその辺書かれてますので、条例で保障されてますので、36協定は結んでいないというふうに思っております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私もちよっといろいろ調べさせてもらって、規則と条例と勤務時間のやつがありますので、これによって限度というのが書かれているんですか、あるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。限度というのは書かれて、調べた限りではなかったです。その労働基準法の第32条で40時間、それのとこをちよっと調べてましたら、その33条で公務のための場合は残業をさせられると、要は、その公務が終わるまでというような表現ですので、具体的な数字がないのが実態でありまして、それで21年ぐらいから国の方が指針、目安として時間の明示をして、そういう方向に進んでいきなさいという指導があったというふうに思ってますし、それをこの甲良町も4月1日から条例化していくというような流れではないかなというふうには認識しております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、時間外労働の限度に関する基準というて、厚生労働省から出てますよね。ここやったら、今聞きました中において、1カ月は45時間、1年間は360時間というふうになってます。今聞いた中におきましては、ほとんど倍ぐらい総務課の方はやっておられてます。こういうことをずっとやってたら体には負担がかかっていると言えそうですし、ここで、勤務時間休暇等に関する規則の第9条、時間外勤務を命ずる際の考慮というのを書かれてますね。任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき、正規の時間外以外の時間において、職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康および福祉を害しないように考慮しなければならないというので、ここはどういうふうにされてるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 当然健康のことも考えなあきませんので、その休暇ですね、休暇のことです。一方で、総務課は有給休暇を推奨する課でもありますので、ちなみにですが、平成30年度職員の休暇1日平均一人当たり14.7日です。これは、19市町でトップです。第1位です。夏季休暇も5日です。これもほとんどの職員はとってます。これも24年が3日でした。そのときは県下で休暇が3位でしたが、その時点で5日に上げて、5日をとってもらっ

てます。年末年始の6日もほとんどの職員がとってますし、土日祝日、約110時間超えますが、100日、120日ぐらいありますが、これについても代休はきっちり与えています。年間約140日ぐらいは一人平均とっていただいております。365日の140日で、38%ぐらいは平均としてとってます。

今、議員が総務課を問題視されてますので、総務課の30年度の休暇の消化率です。一番多いのが一般職ですが22日と16日と13日と9日というのが休暇の実態であります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、こちらで先ほど答えていただいたんですけど、総務課において、30年度771時間、2番目の人271時間といたら、この差は、これだけ差があるというのは、勤務にどういった影響があったんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 これも全員協議会で説明させてもらいましたが、一番多いのは、選挙事務と消防主任を兼ねてます。当然選挙があったときは、30年度におきましては、知事選でして、告示期間が18日間、長い時期でもありましたし、台風が、全協でも何回も問題になりましたが、台風の対応もさせてもらってますし、年末の火災、池寺の火災で3日ほど燃えてましたので、その対応もさせてもらってます。それも消防と選挙の関係です。

全協で言わせてもらった特殊勤務、業務ですね、例年にない、本当に局長や私も消防主任のときは同じようなことをさせてもらってましたが、当時と違うのが特殊勤務でありまして、情報公開請求の制度も15年からできて、住民参加を促す意味で皆さん使われておりますが、それで異議申し立て等の件数なりが増えてきたのと、あと、職員の服務関係の懲戒なり分限の委員会が開催されたりとか、公平委員会関連でその事務のやりとりとか、あと、結構弁護士を通じて書面の依頼とか、それも内部外部は別として、そういういろんなことがあるので、当然うちの方も弁護士さんと相談しながら回答せなあかんので、結構弁護士さんとの連絡調整とかも頻繁に30年度は行っただ。それが通常、30年度は常勤的に起こってるので、それプラスそういうことが起こってますので、逆に言うたら、30年度はちょっと今そういう状態でありまして、特殊なことなので、町長も言いましたが、行政係が対応しております。行政係は総務課参事とその担当者でありまして、その中に訴訟なりそういうことがあるので、その2人の職員が中心になってやっています。総務課参事についても管理職なので、数字としてはあらわれてませんが、同じような勤務体系で対応しております。年明けてからもほとんど私、私で1月

3, 4回休みの日に出勤すると、常にいますので、ちょっとそういう状態で処理をしているのが実態であります。

ただ、今言うたような業務は全て法令関係の業務ですので、日程的なこともありますので、忙しいからちょっと置いとくわとか、急に誰にでも、あんたやってやというような、できるような業務ではないので、そういうのが今実態でありますので、結果としてこういう数字であらわれているというのが実態であります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今言われたんですけど、この方1人一番多くなってるっていう、1人に集中して仕事になってるということが今説明であったんですけど、これに対しまして、やはり課長として、この人にばかり時間外があると、これに対して考慮とかして、労働基準監督署でも書いてあるんですけど、時間外労働や休日労働を容易に認めるのではなく、必要最小限にとどめるべきものであることを認識して、労務管理を行うことが重要であるということで、労務管理というのは総務がやってるんだと僕は思うんですけど、この労務管理はしっかりとやってるとは言えるんでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 当然1人の職員に偏ってるというようなことです。仕事内容については、今言ったような状態ではありますが、先ほど総務課で休暇を言わせてもらいましたが、今議論してる職員が年間有給は22日とってもらって、特別休暇もとってもらって、結婚休暇も、休みはとりあえずきちっととってもらおうと。業務的に本人がきついんですよというような申し出があった場合は、すぐうちが課内で協議して、その自分の苦手な部分、この部分は課長補佐担当やと、この部分は財政担当の丸山がいますが、財政関係じゃないけどおまえやれということで、常に役割分担をして、そのときそのときは乗り切って対応をしてきているのが実態であります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、4の質問に入りたいと思うんですけど、割増賃金はどうのように決めているのかお聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 これはもう条例で決まっているとおりでありまして、勤務日は100分の125、22時から朝の5時までは100分の150です。休日日は、100分の135、22時から100分の160というふうに条例で決まっていますので、そのとおり採用させてもらってます。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 このときに、平均単価というか、式ですね。1人当たりの決

める。この式はどんな式でやってますかね。

(「計算方法」の声あり)

○山田裕康議員 はい。式です。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 給料の月額に、その年の勤務の日数ですね、それを割った形で時間外単価が出ますので、そのお一人当たりの時間外単価に時間数を掛けた形で支給をさせていただいております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そういう決め方なんですか。時間、1時間ですよ。

○橋本総務課参事 1時間ですね、はい。

○山田裕康議員 今のでどうやって決まるんですか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 それぞれの給与の月額がありますので、それをもとにした形で。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いや、ほんで、月額に12掛けるんやろう、1年分。ほて、労働時間で割るんと違うの。それを労働時間とか式を教えてほしいと言うてんねん。

○丸山議長 時間かかりますか。

○山田裕康議員 後でもええで。

○丸山議長 このやり方を知りたいということやろう。それとも。

○山田裕康議員 いや、この、うん。

○丸山議長 後でもええか、次飛ばしても行けるの。

○山田裕康議員 うん、行きますわ。待っててもあれなので。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 この時間外労働というのは何時から始まるんでしょうか。決まってるんでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○橋本総務課参事 5時15分からです。ですが、30分休憩をとった形で、夜の休憩をとられる場合は5時45分から計算をさせていただいております。

そして、今の時間外労働の、時間外手当の額の単価でございますが、基本給に12カ月を掛けまして、それを1週間の勤務日数が38.75時間でございますので、それに週数を掛けて、あとまた、その年の休暇の日数を引いたもので割ったものが時間外単価の計算となっております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 30年度では何時間ですか、労働時間。

○橋本総務課参事 すいません、ちょっと30年度の日数を持ち合わせておりませんので、申しわけありませんが。基本的な計算というのは、その今申し上げましたその年の時間数を休暇の時間の時間数を割った形でその方の単価で割った形で出しております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 単純にやっていきますと、100時間を超えると、大体基本給と一緒にの金額が時間外としてもらってるという、2カ月分の給料をもらってるような感じになりますよね。そうすると、そのとき、やっぱり何カ月も続くようだったら、配慮というもんが必要やと思うんですけど、その配慮を何カ月で見直すとか、そういうようなことは決まってないんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まだルール化はできてませんが、状況なりは毎月わかりますので、状況は把握してます。ただ、先ほども言われた業務が30年度の5月6月ぐらいから、表現変ですが、ちょっと異常事態みたいな感じに総務課がちょっとボリュームがあるもんで、なかなか休んだり、ほかの人で人事配置で増やすということもできない、総数として職員数も減らすという方向で考えてますので、そのやりくりをする中でなるべく負担の少なく、複数体制で、精神的にもストレスをなるべく感じないようなことで対処をして、総じてほかの職員が踏ん張ってくれてるのが実態であります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 先ほどの質問で、年間多い人総務で771時間、少ない人で191時間という大変な差があれば、やはり業務を割り振るとかしなければならないとは私は思ってるんですけど、そういったことに関しましての労務管理もしっかり総務課がやらなければいけないと思いますので、こういったところをしっかりと決めていただきたいと思います。

それと、やっぱり平均でゼロの人が多いということなので、何でこんなゼロがあるとか、少ないので年間で1時間とか、こんなけの差が生まれてるのはやっぱり業務がそれだけあれなんではしょうか、課によって全然違うということですね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 業務自体は国の方でもありましたが、ほか多彩的な要素、国会とか予算とかほかの外的な要素、うちでいうたら、総務課みたいなところは当然増えますが、当然窓口業務的なところは、時間から時間、その間のお客さんの処理、あと、残務処理というようなことがありますので、やっぱり部署によっては若干出るのは当然かなというふうには思ってますが、国の方でも問題になってますそういう働き方改革のことで指針も示されて、いよいよ法

制化なりうちも条例化をしていくこの時期なので、そういう趣旨をふまえて改善できるところは改善しながら、やっぱり行革の絡みもあるので、人は増やさない方向でやりくりしてやっていかなあかんかなというふうには考えております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次に、そんな考えなければいけないんじゃないしに、決めていて、やはりこの、今回、次の6番に行くんですけど、人事異動があったと聞くんですが、この時間外が多い人が私は休んだと聞いているんですけど、どうですかね。休暇をとったと聞いているが。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい、そうです。今やりとりしてる職員が休まれて、人事異動をしたと。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、その職員にやっぱり負荷がかかってたのを課長が把握してなかったということが、やっぱりそれも問題でありますので、しっかりと把握しなければいけませんし、ほかの課長に関しましても、やはり部下が時間外が多くなって、片方に集中してるということがあれば、それは避けていかなければいけないことですし、やっぱり同じ課で1人の人が頑張っていて、あとの人がゼロ時間で、残業もせんと帰ってると、そんなことではやっぱりいけませんので、しっかりと把握してほしいと思います。

それで、人事異動が適正に行われたのか、お聞きします。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。職員の欠員による人事異動でありまして、人事異動については、何回も今年言うてますが、町長の専権事項でありますので、当然適正やというふうに職員は感じております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ここで会計室が、今正規職員とかはどういう形になってるんですか。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 会計室の正職員は私ともう1人、2人になります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 公金横領の第三者委員会の報告書、この11ページに書かれているんですけど、収納実績と収入実績の確認が実施できる体制を整えるために、会計室の正規職員を現在の2人から3人に増員すること、3人いるんですか。

○丸山議長 会計管理者。

○宮川会計管理者 今申しましたように２人です。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっとお聞きしますけど、このこれは無視してやってるといいますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 当然そういう提言をいただきましたので、４月から３人体制でやっておりました。ただ、先ほども何回か言いますが、今ちょっと役場の中がちょっと非常事態的な業務があります。確定申告なり年度末でいろいろ仕事もありますし、何人かも職員も休んでるのが実態でありまして、当然今議員が言われたことも検討はさせてもらいまして、評価、第三者の委員さんに検証していただいているところがありますので、ちょっとそういうところも相談させてもらって、暫定処置やと、また４月にはきっちりした配置をさせてもらうということで、暫定的には乗り切るような体制を引いたことであります。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、何も２人にせんでも３人のままで、そこ異動さすということが今回、そうってしまったということですか。異動させなければ３人のままで、また４月、一月ちょっとの間ですね、またその人もかわらななんというふうになるんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今職員２人で、職員３人でいまして。職員が欠員が出たので、職員の人事異動をしましたと。そのところに臨時職員さん、補完的な業務をしてもらう臨時職員さんが何人かいるので、その配置を暫定的に３人体制でしてもらって対応しておると。ここに来たもとの課は、臨時職員さんが１名減ってます。ただ補完的な業務ということなので、そのカバーはあとの正職員が協力して３月いっぱいに対応してくれというようなことです。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ４月から３人やったら、その臨時さんもまたその時に動くんですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 はい。まず、役場の職員数ですが、議会からも大分言われていますので、総数は１人減らしますと。もともと１８年に１２２人ほどいましたと。そやけど、県当たりの集中改革プランで行革しようということで、甲良町も努力してきましたと。３０年は１０９人でやっていますと。それでも多いやろうと、人口が減っていくので。努力せえというようなご意見があったので、１０８で、そしたら、来年度チャレンジしようということで、１０８人を想定して、当然１０８人を想定するということは、どこの部署に

何人やと。特に強調する課、重要施策課は当然やっていかなあかんで、職員の配置をまず決めますと。それでやっていくのに若干補完的な業務が出たりする部署があると想定される部署は、臨時職員さんとして募集してますと。今募集してますと。そのときそのときで臨時職員さんを募集する人数は当然変わりますので、それを考慮して、今現在募集しているような状況です。

○丸山議長 4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いや、異動して、今度会計室がまた正規の職員3人いるというたら、臨時職員さんまた4月に異動してということになっていくということですかね。異動させてまた異動するとか、あっちこっちでやるということですね。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 臨時職員さんは補完的な部署に配置するので、臨時職員さんで今回調整させてもらったということです。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 3人と書いてあるんやさかいに、4月には3人体制にするというて、そうすると、また異動かということで聞いているので、臨時職員さん、2カ月もせんのにまた異動かと聞いているんです。

○丸山議長 だから、臨時職員でそういうふうに異動ができるという説明をしたってくれと。

○山田裕康議員 それで4月に異動するんやろう。

○中川総務課長 そうです、はい、します。

○丸山議長 その場所場所に異動できるのが臨時職員である役目であるということ、説明を。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 これを長々とやっていても仕方がないので、ただ、町長にお聞きしたいんですけど、やはり1人に時間外労働が集中したんは、町長は把握してたんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 実態は把握をしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 労務管理ができていないというので、課長にはどのような指示を出したんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 常々内部で議論をしてまいりました。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 1人に集中して、こんで3カ月というか、長期休暇と聞いて

るんですけど、このように追い込んだことに対して、これからどのように改善しようと思いますか。町長にお聞きします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 申しますように、国の指針も出ておりますので、今は異常ということで1人に集中しましたが、なるべくそういう事態が起こらないように業務の分量を適正にしていきたいと思います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうなった場合、労務管理をしっかりできていないというのは、課長の責任はどのように考えてますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 責任と言われるとつらいんですけど、今日までやむなくそういう措置で、1人の職員に時間外が増えたということを認識しております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今答えを聞くと、昨年度も600何時間あって、今年度も700何時間。聞きますと毎月が80何時間以上やってて、こんなんではやっぱり労務管理がしっかりしてない、で、長期休暇に入る。やっぱりこれは課長の責任もあると思うんですね。やっぱりじっとほってたというた言い方があれなんですけど、やっぱりほかの者に回すとか。毎月時間外の請求もしてきたら、何をやってるかというのを全部わかっておかしいんですし、管理職がずっと帰るまで誰かがいな、ああやって時間をきっちりと把握してなければいけないというて、管理職にも負担がかかってたというのが実態ですので、そういうようなことも考えて、そこら辺も労務管理がしっかりする総務課においてこういう時間外の労働が多くなってるというのが実態であれば、きっちりしなければいけないと私は思うんですけど、町長、これはどう思いますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 1人に集中していたことは事実でありますし、総務課長も常々仕事っぷりについては指導をしておりましてし、たまに私も遅いときには同じ職員が残っておりますので、一緒に帰ろうやというふうな呼びかけもするんですけど、仕事っぷりというか、本人のやりようもありましてこんなことになりました。深く反省をしております。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そうですね、やっぱり1人に集中したら、何かうわさで聞くと、毎日夜は弁当買いに行ってた。ということは毎日時間外するの準備万端みたいな、弁当買いに行っちゃってたというのも聞きます。これを許してたというのは管理職もやっぱりいけませんので、弁当を買いに行っちゃってまで時間

外をやって、１０時、１１時、これ１００何時間というたら、普通で割った
かて、１１時以降何日なってたんやと言わざるを得ない実態ですわね、こう
いうことになりますと。やっぱりそういうようなところの把握、管理職も把
握しなければいけませんので、きっちりとしていただきたいと思います。

それと人事異動で、ここに書いてありますので、まずおおむね３年から５
年でかえよということなので、こちらの人事異動もきっちりと守っていただ
きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

やはり労務管理というのはしっかりとやらなければいけないし、今税務課
の方でも確定申告なり何なりと時間が多くなってるというのが現状だと思い
ますので、そこら辺も課長の方もしっかりと把握していただきたいと思いま
すし、これからいろんなことやっていくので、徴収のこととかもありますの
で、これからしっかりと労務管理の方を行っていただきたいと思いますし、
二度とこのようなことで長期休暇、１人に集中することによって休みになっ
たというようなことがあれば、また異動になってきますので、これでは甲良
町では異動ばっかかということになってきますので、しっかりとしていただ
きたいと思いますので、よろしくお願いしまして、一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○丸山議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後０時１０分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 充

署 名 議 員 山 田 裕 康